

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料の減免基準

R2. 12. 17

長野県医師国民健康保険組合

1 対象者及び減免額

次の①、②のいずれかに該当する世帯を対象とする。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯

⇒全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれか。株取引による収入は対象外）の減少が見込まれ、当該減少額（特別定額給付金、持続化給付金等の各種給付金、保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上となる世帯

⇒組合員の事業収入等に係る減少率に応じた次の表の各区分に掲げる減額または免除の割合

減少率 (事業収入等の減少額を前年の 当該事業収入等で除して得た割合)	減免割合
5/10 以上	全額
5/10 未満 4/10 以上	3/4
4/10 未満 3/10 以上	2/4

2 減免対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納付期限が到来する保険料

3 申請方法

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険保険料減免申請書」に係る書類（写）を添付し、第一種組合員又は特別組合員が申請する（提出期限；令和3年3月31日）

4 減免の決定

理事長は前項の申請を受けたときは、理事会の決議を経て認否を決定し、保険料減免決定通知書により申請者に通知する